

2 各表の記載の仕方

別表一

各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分

1 この表の用途

この表は、内国法人が確定申告（注2）若しくは仮決算による中間申告（注3）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいいます。以下この表及び別表十九において同じです。）をする場合に使用します。

- （注）1 連結親法人は別表一の二を、外国法人は別表一の三をそれぞれ使用してください。
- 2 確定申告とは、法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出及び地方法第19条第1項（確定申告）の規定による申告書（その申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます（以下この表において同じです。）。
- 3 仮決算による中間申告とは、法第72条第1項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告書の提出及び地方法第17条第1項（仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等）の規定による申告書の提出をいいます（以下この表及び別表五（一）において同じです。）。

2 各欄の記載要領

(1) 確定申告又は仮決算による中間申告の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」及び「代表者」	法人名及び代表者名を記載してください。	必ずフリガナを付けてください。
「法人番号」	国税庁から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。	法人番号は国税庁法人番号公表サイト (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp) から検索することができます。
「法人区分」		11ページの「(参考) 税率区分」の法人区分欄を参照してください。
「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」	<p>当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下又は資本若しくは出資を有しない普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人」を○で囲んで表示します。</p> <p>(1) 相互会社</p> <p>(2) 次のいずれかの法人（以下この表において「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>② 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>③ 法第4条の3（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下この表、別表七（一）、別表十五において「受託法人」といいます。）</p> <p>(3) その普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにそのいずれかの大法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(2)に掲げる法人を除きます。）</p>	非中小法人の判定については、81ページを参照してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	(4) 投資法人 (5) 特定目的会社 (6) 受託法人	
「同非区分」	別表二の「判定結果 18」で判定した区分を○で囲んで表示します。	
「旧納税地及び旧法人名等」	当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
適用額明細書提出の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条第1項（適用額明細書の提出義務）に規定する適用額明細書を申告書に添付する場合には、「有」を○で囲んで表示します。 また、当期において、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係の租税特別措置の適用を受けないため、適用額明細書を提出しない場合には、「無」を○で囲んで表示します。	適用額明細書の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係の租税特別措置の適用が受けられないこととされています。 これらの場合においても、その後誤りのない適用額明細書の提出があったときは、故意に、添付がなかった場合又は虚偽の記載があった場合を除いて、法人税関係の租税特別措置の適用を受けることができますので、できるだけ速やかに、誤りのない適用額明細書の提出をお願いします。
税理士法第30条の書面提出有 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 税理士法第33条の2の書面提出有 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	税理士法第30条（税務代理の権限の明示）又は第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を申告書に添付する場合には、該当する欄を○で囲んで表示します。	
「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」	空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「確定」又は「中間」と記載します。 なお、期限後申告書である場合には、「期限後確定」と記載してください。	この申告が中間申告書である場合には、更に、 「 <small>〔中間申告の場合 令和 年 月 日〕</small> <small>〔の計算期間 令和 年 月 日〕</small> 」にその計算期間を記載してください。
法人税額の計算 「税額控除超過額相当額等の加算額4」	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の金額（次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、その2以上の場合の区分に応じそれぞれ次の金額の合計額）を記載します。 (1) 別表六(二)付表六「7の計」に金額の記載がある場合 その金額 (2) 別表六(九)付表「31」若しくは「36」、別表六(十)付表「30」若しくは「35」又は別表六(十四)付表「19」若しくは「24」の各欄に金額の記載がある場合 その記載された金額の合計額	この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法人税額の計算	<p>(3) 当期において措置法第 42 条の 14 第 1 項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額) (震災特例法第 17 条の 4 の 2 第 1 項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。(3)において同じです。)の規定の適用がある場合 措置法第 42 条の 14 第 1 項の規定により法人税の額に加算される金額</p> <p>(4) 法第 64 条の 10 第 5 項(通算制度の取りやめ等)の規定により法第 64 条の 9 第 1 項(通算承認)の規定による承認が効力を失う日 (4)において「失効日」といいます。)の前日(その前日とその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、その失効日)の属する事業年度において措置法第 42 条の 14 第 4 項の規定の適用がある場合 同項の規定により法人税の額に加算される金額</p> <p>(5) 別表六(三十六)「31」に金額の記載がある場合 その金額</p> <p>(6) 令和 2 年旧法第 4 条の 5 第 1 項(連結納税の承認の取消し等)の規定により令和 2 年旧法第 4 条の 2 (連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、次に掲げる規定の適用がある場合 これらの規定により法人税の額に加算される金額</p> <p>① 令和 3 年改正前の措置法第 42 条の 12 の 3 第 5 項(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>② 令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法第 42 条の 6 第 5 項(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>③ 令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法第 42 条の 9 第 4 項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>④ 令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法第 42 条の 12 の 4 第 5 項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑤ 平成 30 年改正前の措置法第 42 条の 5 第 5 項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p>	
「法人税額計 9」	措置法第 62 条第 1 項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、その使途秘匿金の支出の額の 40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「控除税額 12」及び「差引所得に対する法人税額 13」には、この外書として記載した金額を「9」に含めて計算します。
「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する事業年度開始の日から 5 年以内に開始した事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される法人税額のうち前期以前の法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算		その金額を記載します。	
	「差引所得に対する法人税額 13」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「中間申告分の法人税額 14」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき法人税額を記載します。	その税額の納付の有無にかかわらず記載します。
	「差引確定法人税額 (13) - (14) 15」 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(22)へ記入 </div>	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 22」に記載します。	
	「所得税の額 16」	別表六(一)の「6の③」に内書きした金額がある場合には、その金額を別表六(一)の「6の③」の金額から控除した金額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 21」	この申告が仮決算による中間申告である場合に、法第 78 条(所得税額等の還付)の規定による還付を受けようとするときは、「所得税の額 16」の金額、「控除しきれなかった金額 20」の金額又は別表七(一)の「13の③」の金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 21」から「計 24」までの各欄	この申告が確定申告であり、かつ、所得税額等の還付金額、法人税の中間納付額の還付金額又は欠損金の繰戻しによる還付請求税額がある場合には、それぞれの金額を記載します。	
「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 23」	この申告が確定申告(法第 80 条第 5 項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受ける場合の中間申告を含みます。)である場合には、欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額 15」及び災害損失の繰戻しによる還付請求書の「還付金額」の合計額をこの欄の外書に移記します。	措置法第 66 条の 12 第 1 項各号(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に掲げる法人以外の法人にあっては、当期が平成 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度である場合には、清算中に終了する事業年度、解散(適格合併による解散を除きます。)若しくは事業の全部の譲渡などの特別の事実があるとき又は法第 80 条第 5 項に規定する災害損失欠損金額若しくは令和 2 年改正法第 15 条の規定による改正前の措置法第 66 条の 13 第 1 項(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)に規定する設備廃棄等欠損金額若しくは銀行等保有株式取得機構の欠損金額があるときを除き、同条の規定の適用を受けることができませんので御注意くだ	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
法人税		<p>さい。</p> <p>なお、普通法人（投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除きます。）（当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除きます。）など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。</p>
額の計算	<p>「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×¹²のうち少ない金額）又は（別表一付表「5」）49」</p> <p>「49」は、次のいずれかに該当する法人が記載します。</p> <p>(1) 内国法人である普通法人で法第66条第2項の規定の適用を受けるもの</p> <p>(2) 公益法人等（次のイ及びロに掲げる法人に限ります。）又は人格のない社団等</p> <p>イ 一般社団法人等（非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人）</p> <p>ロ みなし公益法人等（認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合）</p> <p>(3) 公益法人等（(2)イ及びロの法人を除きます。）、協同組合等及び措置法第67条の2第1項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定の適用を受ける医療法人のうち、措置法第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるもの</p> <p>なお、分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>また、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 法第66条第6項に規定する中小通算法人に該当する内国法人（その事業年度がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）又は通算親法人である協同組合等のうち措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける法人</p>	<p>中小法人の判定については、81ページを参照してください。</p>

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法 人 税 額 の 計 算		<p>「((1)と800万円×$\frac{1}{12}$のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)」</p> <p>(2) (1)以外の法人</p> <p>「((1)と800万円×$\frac{1}{12}$のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)」</p> <p>おって、この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。</p>	
	「(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額50」	措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定の適用を受ける協同組合等が記載します。	
	「(49)の15%又は19%相当額52」	<p>次の場合に並び、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 措置法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合</p> <p>「(49)の15%又は19%相当額」</p> <p>(2) (1)の規定の適用を受けない場合</p> <p>「(49)の15%又は19%相当額」</p>	<p>普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(左記(1))は適用されませんので御注意ください。</p> <p>(注) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(87ページを参照してください。)</p>
「(51)の19%又は23.2%相当額54」	<p>「54」は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 公益法人等(「49」の記載要領(2)イ及びロの法人を除きます。)、協同組合等及び措置法第67条の2第1項の規定の適用を受ける医療法人</p> <p>「(51)の19%又は23.2%相当額」</p> <p>(2) (1)以外の法人</p> <p>「(51)の19%又は23.2%相当額」</p>		
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額37」	当期が仮装経理に基づく過大申告の更正があった日の属する課税事業年度開始の日から5年以内に開始した課税事業年度であり、かつ、その更正の通知書に記載された繰越控除される地方法人税額のうち前期以前の地方法人税額からまだ控除されていない金額がある場合に、その金額を記載します。	
	「外国税額の控除額((35) - (36) - (37))と(77)のうち少ない金額38」	令和4年4月1日以前に開始した課税事業年度(令和2年改正法附則第14条第1項(連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)に規定する旧事業年度(以下別表三(一)、別表三(一)付表一、別表八(一)、別表八(一)付表一、別表十一(一)、別表十一(一の二)及び別表十四(二)において「旧事業年度」といいます。)を含みます。)にあつては、この欄を「外国税額の控除額((35) - (36))と(77)のうち少ない金額38」として記載します。	
	「差引地方法人税額39」	この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。	
	「中間申告分の地方法人税額40」	この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき地方法人税額を記載します。	その税額の納付の有無にかかわらず記載します。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「差引確定 地方法人 税額 (39) - (40) 中間申告の 場合はその 税額とし、 マイナスの 場合は、(43) へ記入 41」	この金額が 100 円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しないでください。この場合のマイナスの金額は「中間納付額 43」に記載します。	
	「外国税額の還付金額 42」から「計 44」までの各欄	この申告が確定申告であり、かつ、外国税額の還付金額又は地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合に、それぞれの金額を記載します。 また、「44」の外書には、「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 23」の外書に記載した金額がある場合において、地方法第 23 条第 1 項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)に規定する確定地方法人税額があるときに、「23」の外書の金額に 10.3%を乗じた金額を記載します。 なお、この金額が法第 80 条第 1 項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一の「37」+「38」+「39」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載します。	この計算に当たって、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を控除します。 (1) 左記の「課税事業年度」に係る事業年度の別表一の「4」、「6」又は「9の外書」に金額の記載がある場合……これらの金額にそれぞれ 10.3%を乗じた金額の合計額 (2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第 23 条第 1 項の規定により還付された金額がある場合……その還付された金額
	「所得の金額に対する法人税額 55」及び「課税留保金額に対する法人税額 56」	「所得の金額に対する法人税額 29」及び「課税留保金額に対する法人税額 30」の金額に 1,000 円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	「剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額」	当期にその支払に係る効力が生ずる令第 9 条第 8 号(利益積立金額)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配の額のほか、みなし配当の金額を含めて記載します。	
	「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」	当期が残余財産の確定の日の属する事業年度である場合において、当期末の翌日から 1 月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときに、その分配又は引渡しの日を記載します。	平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した場合には記載する必要はありません。
「還付を受けようとする金融機関等」	「計 24」及び「計 44」の還付金額の受取については、希望する振込先預貯金口座等を次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 銀行等の預金口座の場合(2)の場合を除きます。)金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載してください。 (2) ゆうちょ銀行の貯金口座の場合 「ゆうちょ銀行の貯金記号番号」に貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。 (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合には、「郵便局名等」に受取を希望する郵便局名等のみを記載してください。	(1) 欠損金の繰戻しによる還付請求税額があるときは、別に還付請求書の提出が必要です。 (2) 口座名義は、申告書に記載した法人名義の口座をご利用ください。口座名義に店舗・事務所名などが含まれている場合や商号変更前の名称である場合には、振込みができないことがあります。	

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

欄		記載要領	注意事項
「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」		空欄には、確定申告書と中間申告書との区分に応じてそれぞれ「修正確定」又は「修正中間」と記載します。 なお、法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税申告書」を二重線で消去します。	
法人税額 の 計 算	「中間申告分の法人税額 14」	この申告前の確定申告等において法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額を記載します。	
	「所得税額等の還付金額 21」又は「中間納付額 22」		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額 23」	法第 80 条の規定により還付請求をした法人税の額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 500,000円 同上の還付加算金 30,000円 修正申告による還付金額 300,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $30,000円 \times \frac{300,000円}{500,000円}$ =18,000円 この欄に記載する金額 300,000円+18,000円 =318,000円
	「この申告前の所得金額又は欠損金額 25」及び「所得金額又は欠損金額 59」から「課税留保金額 61」までの各欄	令和 4 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載しません。	
	「法人税額 62」	この申告前の申告書の「15」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額から中間申告分の法人税額を控除した金額を記載します。	
	「還付金額 63」	この申告前の申告書の「21」及び「22」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。	欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人 税 額 の 計 算	「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))64」	「15」、「24」、「62」及び「63」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる場合は記載しないでください。 (1) 「15」と「62」とがある場合には、「15」の金額から「62」の金額を控除した金額 (2) 「15」と「63」の本書とがある場合には、「15」の金額と「63」の本書の金額との合計額 (3) 「24」の本書と「63」の本書とがある場合には、「63」の本書の金額から「24」の本書の金額を控除した金額	
	「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」、「計24」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額26」、「還付金額63」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額64」の外書	各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。 (1) 「23」及び「24」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。 (2) 「63」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。 (3) 「26」及び「64」には、「63」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。	
	「欠損金又は災害損失金等の当期控除額65」及び「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金66」	令和4年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載しません。	
地 方 法 人 税 額 の 計 算	「中間申告分の地方法人税額40」	この申告前の確定申告等において地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の地方法人税額を記載します。	
	「外国税額の還付金額42」から「計44」までの各欄		既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。
	「計44」の外書	法第80条の規定により還付請求をした法人税の額に係る地方法第23条第1項に規定する確定地方法人税額について、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を記載します。この場合、既に同項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。	(例) 既に還付を受けた金額 50,000円 同上の還付加算金 3,000円 修正申告による還付金額 30,000円 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金 $3,000円 \times \frac{30,000円}{50,000円}$ =1,800円 この欄に記載する金額 30,000円+1,800円 =31,800円
	「所得の金額に対する法人税額45」から「課税標準法人税額47」まで及び「所得の金額に対する法人税額	令和4年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載しません。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
地 方 法 人 税 額 の 計 算	67 から「課税標準法人税額 69」までの各欄		
	「確定地方法人税額 70」	この申告前の申告書の「41」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額から中間申告分の地方法人税額を控除した金額を記載します。	
	「還付金額 71」	この申告前の申告書の「44」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。	
	「欠損金の繰戻しによる還付金額 72」	地方法第 23 条第 1 項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。 なお、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。	地方法第 23 条第 1 項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。
	「この申告により納付すべき地方法人税額 ((41) - (70)) 若しくは ((41) + (71) + (72)) 又は ((71) - (44)) + ((72) - (44の外書)) 73」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が 100 円未満となる場合は記載しないでください。 (1) 「41」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合 イ 「70」に記載がある場合 $((41) - (70))$ 若しくは $((41) + (71) + (72))$ 又は $((71) - (44)) + ((72) - (44の外書))$ ロ 「71」と「72」のいずれか又は両方に記載がある場合 $((41) - (70))$ 若しくは $((41) + (71) + (72))$ 又は $((71) - (44)) + ((72) - (44の外書))$ (2) 「44」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「71」と「72」のいずれか又は両方に記載がある場合 $((41) - (70))$ 若しくは $((41) + (71) + (72))$ 又は $((71) - (44)) + ((72) - (44の外書))$	「欠損金の繰戻しによる還付金額 72」に金額の記載がない場合は、「72」 - 「44 の外書」の金額を 0 として計算した金額を記載します。

(参考) 税率区分

法人区分	税率	適用額明細書の提出あり	
		軽減税率の特例	適用除外事業者
(1) 普通法人 (2)(8)を除きます。)	23.2%	-	-
(2) 普通法人 (法66②の適用を受けるものに限り、8)を除きます。)	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	800万円以下:19% 800万円超:23.2%
(3) 一般社団法人等…非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	-
(4) みなし公益法人等…特定非営利活動法人、認可地縁団体等	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	-
(5) 人格のない社団等…法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあるもの	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:23.2%	-
(6) 公益法人等 (3)(4)を除きます。)…社会医療法人、学校法人など法別表第二(公益法人等の表)に掲げる法人	19%	800万円以下:15% 800万円超:19%	-
(7) 協同組合等 (9)を除きます。)…農業協同組合、漁業協同組合など法別表第三(協同組合等の表)に掲げる法人	19%	800万円以下:15% 800万円超:19%	-
(8) 特定の医療法人…措置法67の2①の規定の適用を受ける医療法人	800万円以下:19% 800万円超:23.2%	800万円以下:15% 800万円超:19%	19%
(9) 特定の協同組合等…措置法68①の規定の適用を受ける協同組合等	10億円以下:19% 10億円超:22%	800万円以下:15% 800万円超:19% 10億円超:22%	-

(注) 1 適用額明細書の提出がない場合には、軽減税率の特例の適用はありませんので御注意ください。(2)~(9)の法人の「税率」の欄については、適用額明細書の提出がない場合に適用される税率を表示しています。
2 (2)の法人については、適用除外事業者の判定が必要となります。
3 普通法人とは、公益法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等以外の法人をいいます(例:株式会社、非営利型法人に該当しない一般社団法人及び一般財団法人、医療法人など)。
4 (3)~(8)の法人については、収益事業を行う場合に適用される税率を表示しています。